明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（二六四）　二

○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（二六五）　二

〔省　令〕

○環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令（環境三一）　二

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四四三）　四

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（厚生労働五五〇）　四

○保安林の指定をする件（農林水産二三二九～二三三二）　五

○保安林の指定を解除する件（同二三三三）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同二三三四～二三四一）　五

○環境影響評価法の経過措置に係る書類であってその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを指定した件（環境一五九）　六

〔国会事項〕

宮内庁　七

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示七）　七

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　七

〔資　料〕

日本と世界の天候（平成二十四年九月）（速報）（気象庁）　八

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

押収物還付、財団、国営加治川用水土地改良事業計画、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等

企業年金基金解散・清算人就任関係　三〇

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三二

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六四号）（総務省）

1　平成二五年四月一日から那覇市を地方自治法第二五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第二六五号）（環境省）

1　環境影響評価の対象事業の要件となる給付金として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号）第二条第一項第四号の政令で定める給付金のうち沖縄振興自主戦略交付金を削除し、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）第一〇五条の三第二項に規定する交付金を追加することとした。（第四条関係）

2　環境大臣が配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を四五日とすることとした。（第八条関係）

3　主務大臣が配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を九〇日とすることとした。（第九条関係）

4　環境大臣が報告書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を四五日とすることとした。（第二〇条関係）

5　免許等を行う者等が報告書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を九〇日とすることとした。（第二一条関係）

6　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。